

自転車は駐輪場や 決められた場所に置きましょう

これまで、幕別駅前、札内駅前の駐輪場とその周辺の公共の場所で、通学等で利用した後もそのまま駐輪されているものや、盗難により乗り捨てられたまま放置されていると思われる自転車等（自転車および原動機付き自転車）が長期間放置されており、景観上や防犯上好ましくない状況となっていたことから、町では、幕別、札内駅前の自転車駐輪場や放置禁止区域（※）に放置されている自転車等を、持ち主に返還したり撤去するための条例を制定しました。

条例の施行日は、11月1日からです。

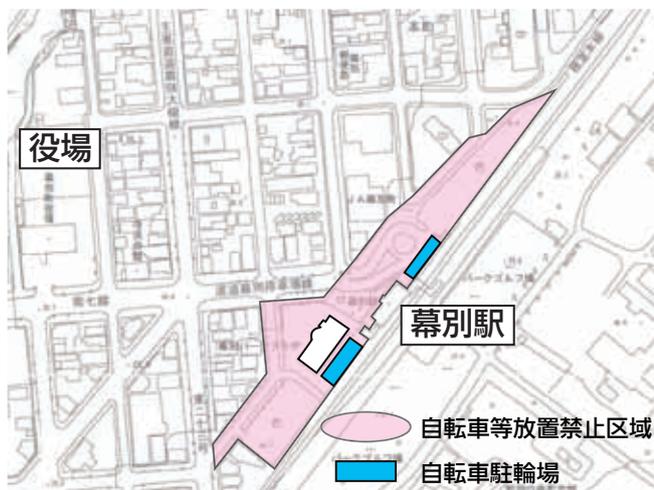
※放置禁止区域

公共の場所のうち自転車等放置禁止区域としてあらかじめ町が指定した区域。

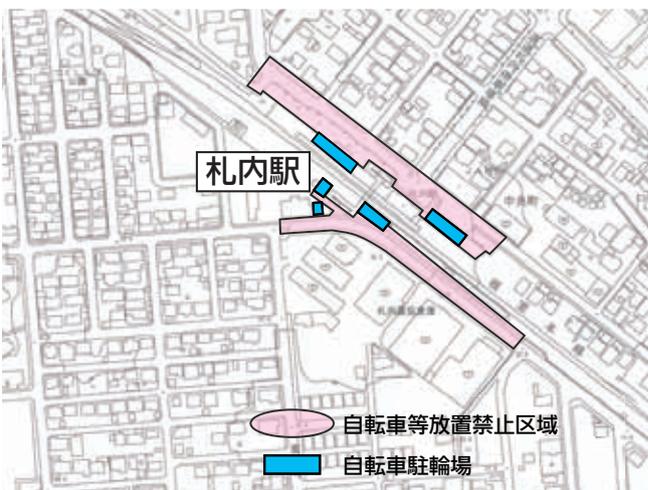
◆放置禁止区域は次の2区域を予定しています。

（条例施行後に区域を指定し、告示した後に正式決定します。）

予定区域1（幕別駅周辺）



予定区域2（札内駅周辺）

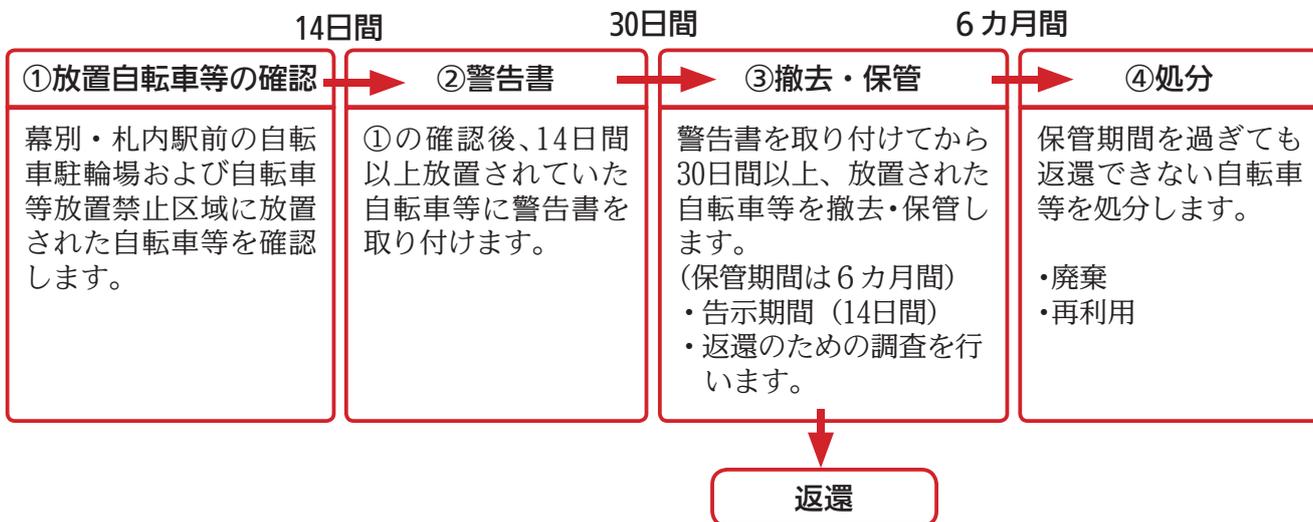


▲幕別駅駐輪場の放置状況



▲札内駅駐輪場の放置状況

◆放置自転車の処分までの流れ



◆問い合わせ先 町民課環境衛生係（Tel【幕】54-6601）